

介護保険法に基づき、「長寿いきいき安心プラン(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)」を策定し、介護保険料が変更になりましたのでお知らせします。

**問い合わせ** 長寿介護課介護保険係(プラザけやき内☎37-1253)

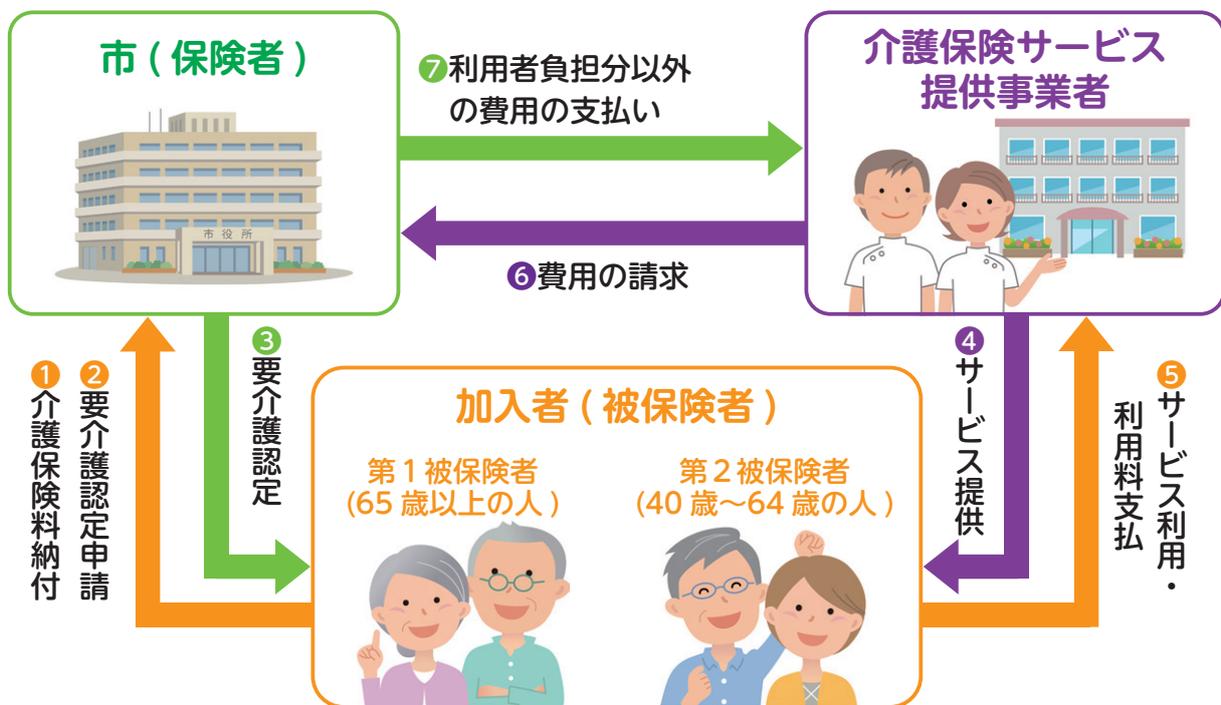


## 介護保険制度について

### 介護保険とは

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。

市が運営し、40歳以上すべての人が加入して介護保険料を納めます。その保険料や税金を財源とし、介護が必要となったときには、費用の一部(1~3割)を負担することでさまざまな介護サービスを受けられます。「わたしたちの介護保険(発行:菊川市)」では、介護保険で受けられるサービスや利用の仕方をわかりやすく説明しています。市ホームページ(右記)からご覧ください。



### ■介護保険で利用できるサービス

要介護認定を受けた人、日常生活に必要な機能の低下がみられる人は、要介護度や身体状況に合わせて以下のようなサービスを利用することができます。

#### ●施設に通う

デイサービス、デイケアでの食事・入浴介護や機能訓練 など



#### ●自宅などの生活環境を整える

福祉用具の貸与や販売、住宅改修



#### ●自宅を訪問してもらう

ホームヘルプ、訪問看護 など



#### ●施設に泊まる・入所する

特別養護老人ホームや、老人保健施設などの施設への短期間宿泊や入所

